

静岡県公立大学法人印刷物有料広告の掲載に関する基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「本学」という。）が発行する印刷物を広告媒体として活用することに関して必要な基本的事項を定めるものとする。

(対象印刷物)

第2条 紙面等を提供する印刷物（以下「対象印刷物」という。）は、本学が発行する印刷物とする。

(広告の掲載基準)

第3条 対象印刷物への広告掲載は、次の各号のいずれにも該当しないものとし、その他広告掲載に当たっては、日本新聞協会が定めた「新聞広告掲載基準」に準じて取り扱うものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張などの意見広告
- (6) 個人の氏名広告
- (7) 社会的批判を招く恐れがあるもの
- (8) 取扱商品などの性質上、消費者とのトラブルが想定されるもの
- (9) 風俗営業及び風俗営業に類似した業種の広告
- (10) たばこの広告及び喫煙を促す広告
- (11) 賭博、ギャンブルに関する広告
- (12) 美観を害するおそれがあるもの
- (13) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (14) その他本学の教育研究上不適当であると認められるもの

(広告の規格及び掲載料等)

第4条 大学事務局において作成する全学的な広報誌等に掲載する広告（以下「全学的広告」という。）の規格及び掲載料等については、学長の決裁を得ることとする。

- 2 本学の各学部、研究科、短期大学部、大学附置センターなどの部局において作成する広報誌等に掲載する広告（以下「部局等広告」という。）の規格及び掲載料等については、部局長等からの申請に基づき、大学事務局長が承認する。
- 3 前2項に係る申請は、別紙様式によるものとする。

(掲載料収入の取扱)

第5条 広告の掲載料収入は、静岡県公立大学法人会計規則実施規程第18条第1項の別表における収入契約事務の欄の「その他」の収入に該当するものとして取り扱う。

- 2 部局等広告の掲載料収入の配分は、奨学寄付金の取扱いに準ずるものとする。

(広告審査会の設置)

第6条 部局等広告の掲載の適否を審査するため、県立大学広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。なお、全学的広告については、審査会の審査を要しないものとする。

- 2 審査会の委員は、大学事務局総務部長、教育研究推進部長、学生部長、広報委員会委員長及び短期大学部広報委員長とする。
- 3 審査会の事務は、大学事務局教育研究推進部広報・企画室が行う。

(部局等広告の審査)

第7条 第4条第2項による部局等からの申請があった場合、大学事務局長は、審査会の開催を要請し、審査会はその適否について大学事務局長に意見を提出するものとする。

- 2 審査会は、部局等広告に関する第3条に基づく審査を行うものとする。

(広告掲載の事務手続等)

第8条 広告掲載の募集、決定、取消及び掲載料の納入等の事務手続並びに審査会等に関し必要な事項については、大学事務局長が別に定める。

(改廃)

第9条 この要綱の改廃は、大学事務局長が行う。

附 則

この要綱は、平成23年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月19日から施行する。

広告掲載に関する承認申請書

年 月 日

法人事務局長 様
(大学事務局長)

県立大学事務局長
(部 局 の 長)

静岡県公立大学法人印刷物有料広告の掲載に関する基本要綱第4条第1項
(又は第2項)の規定に基づき、下記のとおり承認されるよう申請します。

記

1 対象印刷物

項 目	内 容
印刷物等の名称	
発 行 目 的	
印刷物の規格、 頁数、発行頻度	
発行部数及び 配 布 先	

2 承認を受けようとする内容

項 目	内 容
広告の規格単位	
広告掲載料の 金額及び考え方	
公 募 期 間	

※ 印刷物の見本及び広告掲載の位置、大きさ等のイメージがわかるものを添付すること。